

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
春日井市地域包括支援センター東部
指定介護予防支援事業所運営要綱

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会が開設する春日井市地域包括支援センター東部（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援（以下「支援」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第4項に規定する要支援認定を受けた支援の利用申込者（以下「利用者」という。）に対し、適正な支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 春日井市地域包括支援センター東部

(2) 所在地 春日井市浅山町一丁目2番61号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種及び員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(2) 主任介護支援専門員 1名以上

(3) 保健師又は地域ケア・地域保健の経験のある看護師 1名以上

(4) 社会福祉士 1名以上

2 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うことを職務内容とする。

3 事業所の職員は、支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の受付を行い、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項を説明する。

(2) 利用者を訪問し、利用者及びその家族に対し課題分析を行い、サービス担当者会議を開催して利用者に関する情報を把握し、介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成し、同意を得た後、交付すること。

(3) 支援の提供に際し、介護予防サービス事業者に対し、計画に基づき適切なサービスが提供されるよう連絡調整等を行うこと。

(4) 提供開始月、利用開始月の翌月から起算して3月に1回、サービスの評価期間が終了する月、利用者の状況に著しい変化があったとき等には利用者宅を訪問し、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施することで、計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、計画の達成状況を評価すること。

(5) モニタリングの結果を少なくとも1月に1回記録すること。

(6) 介護保険サービスの利用実績に基づき、介護報酬の請求を行うこと。

(7) 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所については、第3条に規定する事業所内のほか、より効率的に開催できる場所とする。

2 前項に定める利用料のほか、記録の複写費、医療機関との連携に伴う市外訪問等に要した費用、その他利用者の依頼の内容により要した費用等は実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、春日井市立東部中学校の通学区域とする。

(虐待防止措置)

第8条 事業所は、利用者の人権の保護、虐待の防止のため、担当者を定め、虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者にその結果を周知することとともに、研修を定期的実施する。

2 事業所は、高齢者虐待のための指針を整備する。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、業務継続計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、事業所の職員の資質向上を図るための研修の機会を積極的に設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、事業所の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この要綱に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人春日井市社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月13日から施行する。